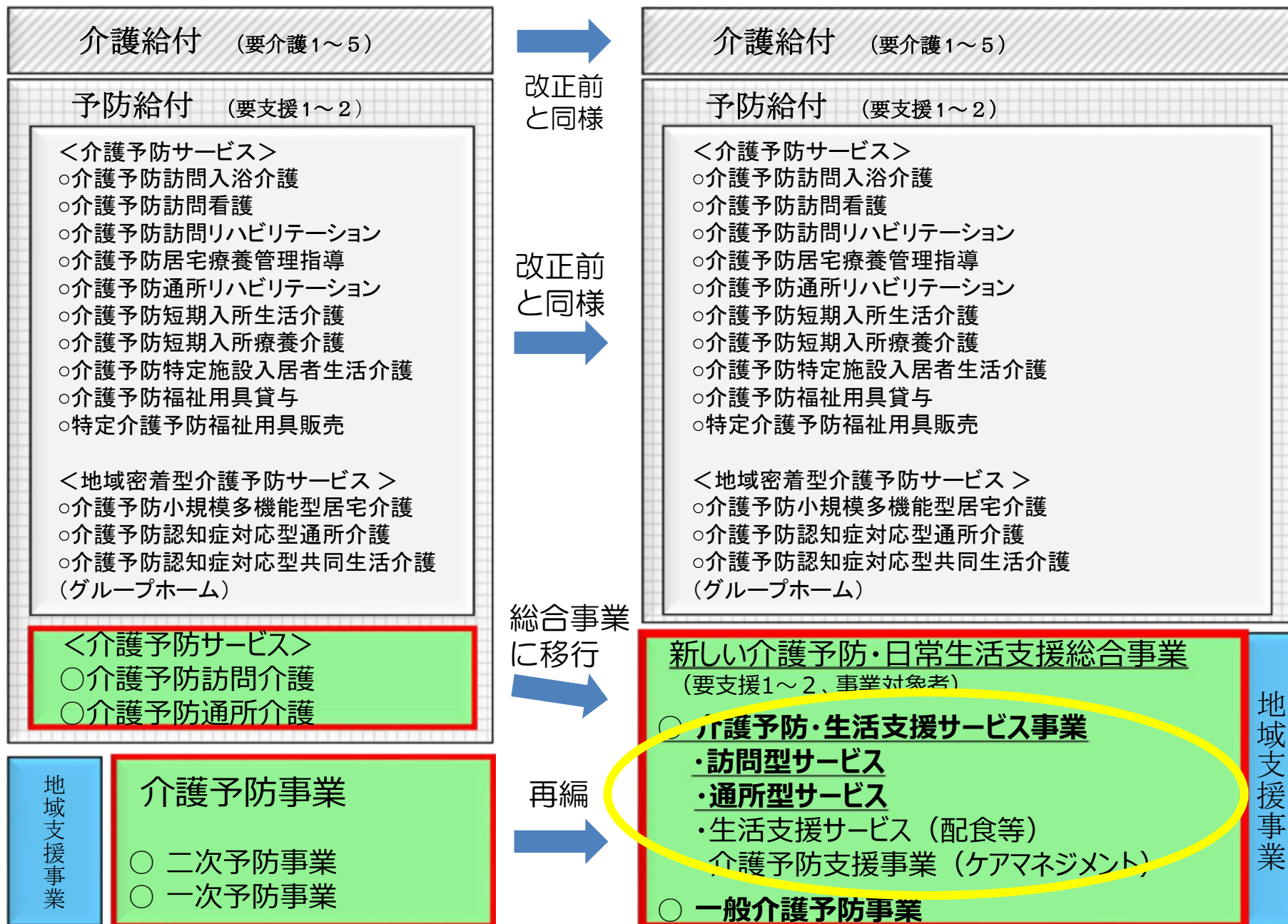


(2) 第1号通所事業の指定基準 に関する留意事項について

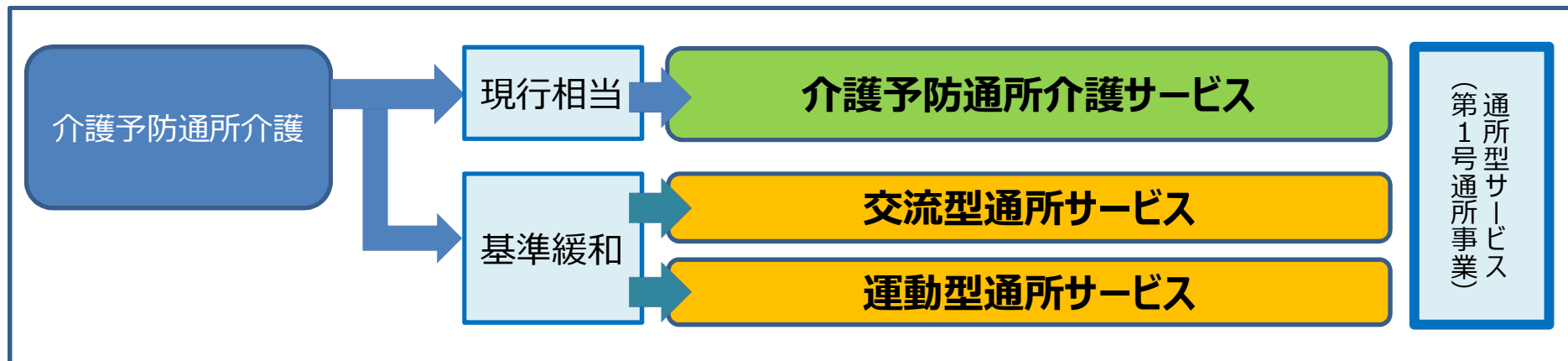
さいたま市保健福祉局福祉部
介護保険課 事業者係
平成29年3月23日

はじめに、介護保険制度から見た介護予防・生活支援サービス事業



サービス基準について

①さいたま市の訪問型・通所型サービス（平成29年4月～）



「現行相当」・「基準緩和」のサービス指定基準は、市が要綱により定めます。

- 現行相当は、現在の介護予防サービスの基準と同様の基準です。
- 基準緩和は、人員などの基準を一部緩和したものです。

サービス基準について

②交流型通所サービス・運動型通所サービスの内容

交流型通所サービス

歌や絵画等の文化活動、お茶会等の交流活動などをメインとし、運動や体を動かすレクリエーション等（椅子に座って行うごく軽い運動などは除く。）は行わないサービス。

提供時間：概ね2時間半～3時間程度

運動型通所サービス

身体機能の維持向上のための短時間の専門的な運動等を中心に実施するもので、専門の機能訓練指導員やインストラクターを配置するのが適当と解されるサービス

提供時間：概ね1時間半～2時間程度

※「運動等」の内容によっては、交流型と運動型のサービスのどちらになるか判断が難しいケースがありますが、その場合は「専門の機能訓練指導員やインストラクターを配置するのが適当」かどうかで個別に判断することになりますので、事前（指定申請前）にご相談下さい。

※提供時間について

提供時間については、概ねで示した時間を下限として考えて下さい。これより短い時間をサービス提供時間として設定はできません。

標準的な提供時間を超えて長時間のサービス提供を行う必要がある場合、現行相当の介護予防通所介護サービスの利用が適当な方です。ただし、送迎の関係上、運動型だがどうしても3時間程度のサービス提供時間になる等、やむを得ない事情がある場合も考えられますので、提供時間についても事前（指定申請前）にご相談下さい。

サービス基準について

③通所型サービス基準について

	現行相当	介護予防通所介護サービス	
人員基準	管理者	常勤・専従1人 *管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可。	
	生活相談員	専従1人以上 ※勤務時間÷提供時間 = 1.0以上	1人以上は 常勤
	介護職員	(~15人) 専従1人 (16人~) 15人を超えた利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を専従で配置 * 提供時間中は常時1人配置	
	看護職員	専従1人	
	機能訓練指導員	専従1人 理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師	
設備基準	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員以上	
	静養室	1区画	
	相談室	1区画 (遮蔽物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮する。)	
	事務室	1区画	
	その他の設備	通所介護の提供に必要な設備等 消化設備その他の非常災害に必要な設備	
	備品等	通所介護の提供に必要な備品等	

	緩和した基準	交流型通所サービス	運動型通所サービス
人員基準	管理者	専従1人 *管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可	専従1人 *管理上支障がない場合、当該事業所の他の職務、または同一敷地内の他の事業所での業務の兼務可
	生活相談員	不要	不要
	介護職員	(~15人) 専従1人以上 (16人~) 15人を超えた利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を専従で配置 * 提供時間中は常時1人配置	(~15人) 専従1人以上 (16人~) 15人を超えた利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以上を専従で配置 * 提供時間中は常時1人配置
	看護職員	配置は必須ではないが、救急対応可能な体制は必要。	
	機能訓練指導員	不要	専従1人 医師、保健師、看護職員、理学療法士、作業療法士、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、経験のある介護職員、介護予防運動指導員、健康運動指導士等 * 提供時間中は常時1人配置
設備基準	食堂及び機能訓練室	3㎡×利用定員以上 (サービスを提供するために必要な場所) * 通所介護、現行相当サービスと同時に実施する場合は、それぞれの定員合計×3㎡の面積が必要	
	静養室 相談室	* 静養室、相談室：個室である必要はないが、静養や相談できるスペースを確保すること。その場合、遮蔽物の設置等によりプライバシーの確保及び相談の内容等が漏えいしないよう配慮する。	
	事務室	1区画	
	その他の設備	サービスの提供に必要な設備等 消化設備その他の非常災害に必要な設備	
	備品等	サービスの提供に必要な備品等	

サービス基準について

④交流型通所サービス・運動型通所サービスの基準について

1. 人員基準

- ①生活相談員は必置でないため、基準緩和サービスにおける相談員の役割は基本的に管理者が担うことになります。
- ②運動型サービスの機能訓練指導員「経験のある介護職員」とは
→通所介護又は入所系施設等において、通所介護又はそれに類する業務に通算して5年以上従事した者
- ③基準緩和サービス（交流型・運動型共通）における看護職員配置について
→救急対応可能な体制とは
…救急対応について連絡可能な医療・看護職の準備、緊急時の対応マニュアルの作成等

2. 設備基準

- ①静養室・相談室
個室である必要はないが、静養や相談できるスペースを確保すること。
その場合、遮蔽物の設置等によりプライバシーの確保及び相談の内容等が漏えいしないよう配慮する。
→現在の運用を基準として明確にただけなので、基本的に現行相当と変わりません。

3. 運営基準

- ①運営基準は現行相当サービスとほぼ同様です。
- ②個別支援計画の作成やモニタリング等、管理者が行う業務は現行相当と同様です。

サービス基準について（留意事項）

⑤ 一体実施における人員配置の考え方

- A. 通所介護
- B. 介護予防通所介護サービス（現行相当）
- C. 交流型通所サービスor運動型通所サービス（基準緩和サービス）

※ここでの「通所介護」の考え方はすべて「地域密着型通所介護」を含みます。

○既存の事業所が基準緩和サービスを提供する場合の類型

- (1) A・B・Cを一つの事業所で一体的に（同時に）実施する
- (2) A・BとCを一つの事業所で場所や時間帯を分けたりして区別して実施する
- (3) A・Bを実施する場所とは別の場所（建物）を用意してCを実施する
（基準緩和サービスの単独実施）

→今回は、（1）の一体的に運営する場合についてのみ説明します。

※その他類型は市ホームページ掲載の平成28年11月14日開催の事業者説明会資料をご覧ください。

サービス基準について（留意事項）

- (1) A. 通所介護（介護給付） B. 現行相当サービス（介護予防通所介護サービス）
C. 基準緩和サービス（交通型通所サービス・運動型通所サービス）
を一つの事業所で一体的に運営する場合（同じ時間帯に、同じ機能訓練室で提供）

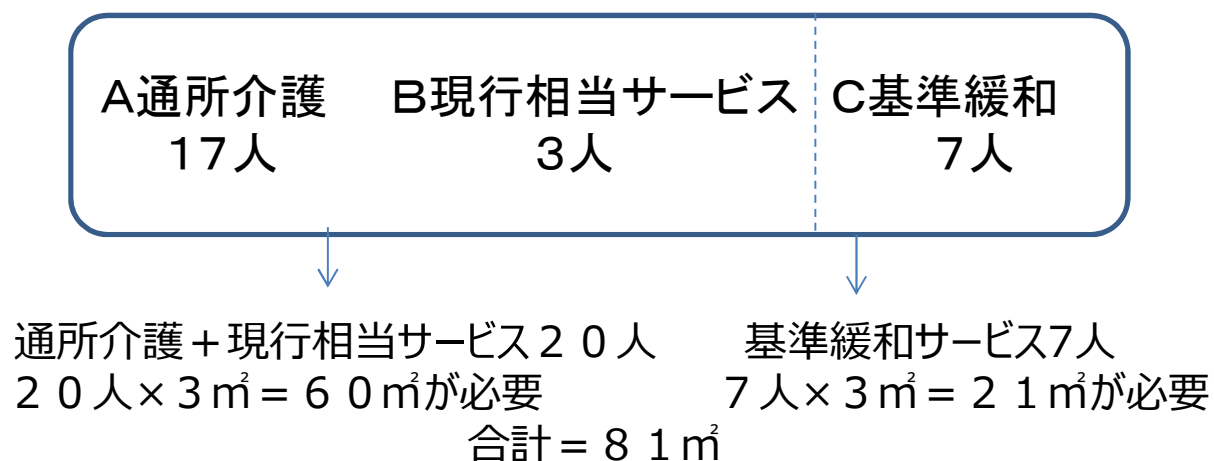
例 食堂＋機能訓練室の面積81㎡の事業所

①定員の考え方

- ・A通所介護（＋B現行相当サービス）の定員：20人
- ・C基準緩和サービスの定員：7人

→定員は、通所介護と基準緩和サービスの**それぞれで定める**が、
定員の合算値×3㎡を、食堂＋機能訓練室の81㎡以下になるようにすること。

$$20人 + 7人 = 27人 \quad 27 \times 3\text{㎡} = 81\text{㎡}$$

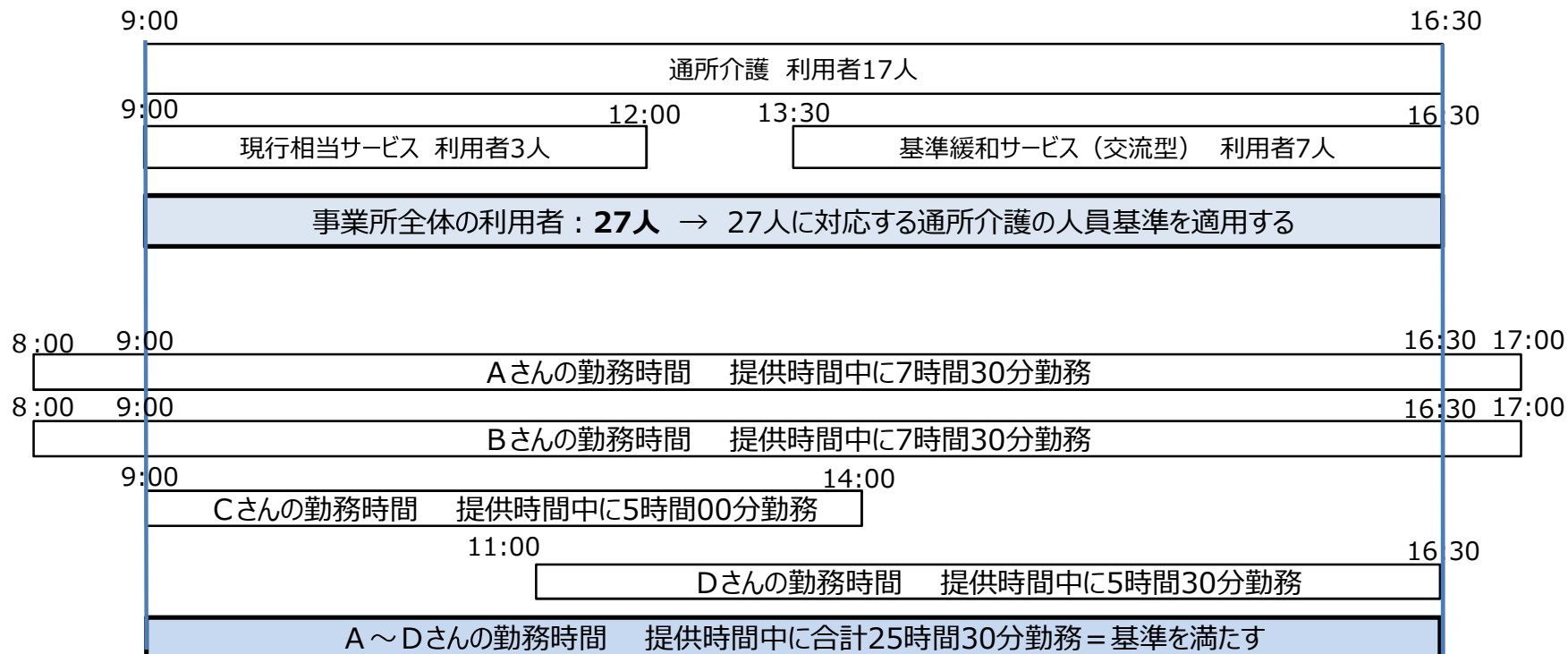


サービス基準について（留意事項）

②人員基準（介護職員）の考え方

- ・A 通所介護（+ B 現行相当）の利用者：20人
- ・C 交流型通所サービスの利用者：7人 の場合
 →合計である**27人の利用者に対する通所介護の基準を満たすようにすること。**
 =通所介護・現行相当・基準緩和サービスを**一体的に運営する場合は、通所介護の基準によること。**

○一体的に運営する場合の介護職員配置例 * サービス提供時間9:00～16:30



<参考>

(27人 - 15人) ÷ 5 + 1人 = 3.4人 サービス提供時間が9:00～16:30の場合、3.4 × 7.5時間 = 25.5時間
 提供時間中に25.5時間分の介護職員の総勤務時間が必要となる。

サービス基準について（留意事項）

③人員基準（看護職員）の考え方

看護職員は、通所介護の基準により専従1以上配置しているため、緩和基準サービスを一体的に提供することによる変更は特になし。

ただし、定員10名以下の地域密着型通所介護事業所において、緩和基準サービスを一体的に提供することで、事業所でサービスを受ける総定員が11名以上となった場合には、看護職員の配置が必要となります。

④人員基準（機能訓練指導員）の考え方

○交流型通所サービスを一体で実施する場合

通所介護基準で機能訓練指導員が配置されていればOK

= 機能訓練指導員が不在の日もある

○運動型通所サービスを一体で実施する場合

通所介護基準で機能訓練指導員が配置されていれば、人員基準上はOK

→だが、運動型通所サービスの性質上、サービス提供時にインストラクターの役割ができる者が配置されていることが望ましい。緩和した経験のある介護職員を機能訓練指導員として配置するなど、利用者の処遇に注意を払って下さい。

サービス基準について（留意事項）

⑤サービス提供方法の考え方

基準緩和サービス利用者については、通所介護や現行相当サービスと同一部屋、同一時間に一体的に行う場合であっても、利用者心身の状況に差があるため、プログラム内容を区分するなど、要介護者の処遇に影響しないよう配慮すること。

つまり、同じ部屋内であっても、それぞれのサービス区分のグループ空間を分け、それぞれでサービス提供をすることが望ましい。

ただし、歌やお茶会など、相互の交流によって介護予防や自立支援が進むなどの効果や必要性がある場合は、そのことを個別支援計画に明記すれば、各々の対象者が同じテーブル等について混在してサービスを受けることも可とします。

なお、その場合であっても、常時混在したサービス提供をすることは認められず、日または時間を決めてサービス提供する必要があります。

⑥設備基準の考え方

②人員基準の考え方と同様、通所介護・現行相当サービス・基準緩和サービスを一体的に（同時に）提供する場合には、**設備基準は通所介護の基準となる。**

そのため、①にも示すとおり面積要件は $3\text{m}^2 \times 27\text{人} = 81\text{m}^2$ 要することとなる。

また、交流型通所サービス・運動型通所サービス用に別に設備を用意する必要はありません。

サービス基準について（留意事項）

⑥基準の解釈について

介護予防通所介護サービス

介護予防通所介護サービス＝現行の介護予防通所介護と指定基準は同じ基準の解釈（具体化）については、
→解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の「第4 介護予防サービス」の介護予防通所介護の該当部分を準用します。

交流型通所サービス・運動型通所サービス

交流型・運動型訪問サービス＝現行の介護予防通所介護の基準を一部緩和したものの基準の解釈（具体化）については、
→解釈通知「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日老企第25号厚生省老人保健福祉局企画課長通知）の「第4 介護予防サービス」の介護予防通所介護部分をほぼ準用します。
運動型通所サービスにおける機能訓練指導員の基準等などの人員基準等、一部変更になっている部分については、さいたま市より解釈通知を後日発出いたします。

総合事業を利用できる方【参考】

●さいたま市の総合事業を利用できる方

※ 他市町村の被保険者が、さいたま市の総合事業の利用を希望する場合は、当該利用希望者の保険者（被保険者の属する市町村）にご相談ください。

対象者	介護予防訪問介護サービス 介護予防通所介護サービス (現行相当)	家事支援型訪問サービス 交流型通所サービス 運動型通所サービス (緩和した基準)
さいたま市の被保険者	○ 利用可能	○ 利用可能
さいたま市内の施設の 住所地特例対象者	○ 利用可能	○ 利用可能
さいたま市の被保険者 (他市町村の事業所を利用)	× 利用不可 市外の事業者が、さいたま市の 指定を受ければ○※1	× 利用不可 市外の事業者が、さいたま市の 指定を受ければ○

※1 さいたま市は利用者のサービス継続の観点から、「さいたま市が定めるそれぞれのサービス指定基準」を満たしていれば、他市町村の事業所の指定を行う予定です。

【お問い合わせが多い事項】 事業者指定申請について（再掲）

①みなし指定について

(1) 平成27年3月31日までに開設した事業所

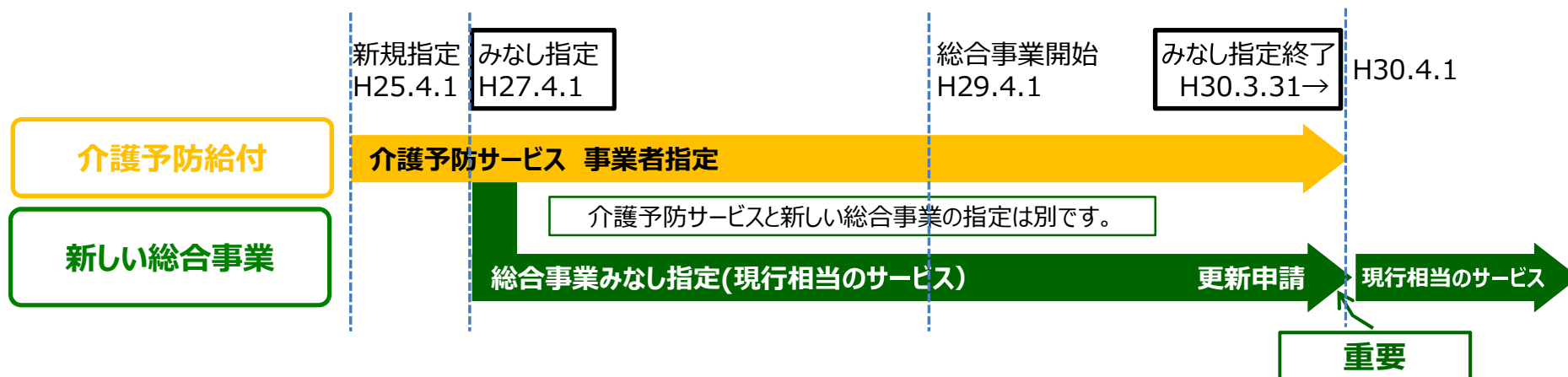
平成27年3月31日までに介護予防通所介護の指定を受けていた事業者は、**平成27年4月1日より平成30年3月31日まで総合事業の事業者指定を受けたものとみなし、指定されています。**

この指定は介護予防通所介護サービス（現行相当サービス）の提供にのみ係るものです。

そのため、平成29年4月1日の移行に係る手続きは不要です。

平成30年4月以降も引き続き、さいたま市の被保険者に対してサービスを提供する場合には、**さいたま市へ指定の更新申請が必要**となります。

例：平成25年4月1日に開設



(2) 平成27年4月1日以降に開設した事業所

平成27年4月1日以降に介護予防通所介護の新規指定を受けた事業所は、**みなしの指定を受けていません。**

そのため、さいたま市の被保険者に対して平成29年4月より介護予防通所介護サービス（現行相当サービス）を提供する場合には、さいたま市に介護予防通所介護サービスの**新規指定の申請が必要**です。

【お問い合わせが多い事項】 事業者指定申請について（再掲）

③他市町村の利用者がいる場合の手続き

○現行相当サービス（介護予防訪問介護サービス、介護予防通所介護サービス共通）

（1）みなし指定を受けている事業所

みなし指定は「現行相当サービス」について、「全国の市町村から指定されている」状態であるため、みなし指定有効期間である平成30年3月末まで、特段の手続きなく現行相当サービスの提供は可能。ただし、平成30年4月以降も引き続きサービス提供をする場合は、利用者の属する保険者の指定更新手続きが必要です。

H27.4.1 ⇒ H29.4.1 ⇒ H30.3.31 ⇒ H30.4.1
みなし指定 総合事業開始 ☆指定更新

例 ・川口市の利用者がいる → 川口市に指定更新の申請

（2）みなし指定を受けていない事業所

平成27年4月1日以降に開設している事業所は、みなし指定を受けていないため、総合事業の開始に向けて他市の利用者がいる場合に、利用者の保険者にそれぞれ新規指定申請が必要です。

ただし、他市町村の事業所の指定は、市町村の裁量ですので、市町村によっては、他市の事業所を指定しない可能性があります。事前に各市町村にお問い合わせ下さい。

○基準緩和サービス（家事支援型訪問サービス、交流型通所サービス・運動型通所サービス共通）

・基準緩和サービスにはみなしの指定は適用されません。

・市町村によって、サービスの実施状況や緩和した基準は異なります。また、現行相当サービスと同様、他市町村の事業所を指定するかは、市町村裁量となりますので、各市町村の総合事業担当にお問い合わせ下さい。

※さいたま市内の施設の住所地特例対象者は、さいたま市の総合事業(現行相当・基準緩和共通)サービスを利用できます。

【参考】総合事業開始にあたっての留意事項（再掲）

①定款・登記簿謄本について

総合事業の実施にあたり、法人定款の目的欄に、該当のサービスを**追加で位置づける**必要があります。
※介護予防サービスは、平成30年3月31日まで存続しますので、削除をする必要はありません。

平成29年3月末まで
「介護保険法に基づく介護予防サービス事業」
「介護予防訪問介護事業」
「介護予防通所介護事業」



平成29年4月1日以降 追加
「介護保険法に基づく第1号事業」
「介護保険法に基づく第1号訪問事業」
「介護保険法に基づく第1号通所事業」

なお、定款変更について、医療法人や社会福祉法人等、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更についてご相談ください。（株式会社や有限会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありません。）

※ 社会福祉法人で第二種社会福祉事業として「老人居宅介護等事業」「老人デイサービス事業」が入っている場合には、「老人居宅介護等事業」は第1号訪問事業、「老人デイサービス事業」は第1号通所事業が含まれるため、変更は不要と考えられます。

※ 総合事業実施における定款・登記簿謄本の変更に関しては、**変更届の提出を不要**とします。

②運営規程・契約書・重要事項説明書

現在の利用者との契約等については、「介護予防通所介護」に関する契約であるため、総合事業の実施にあたり、サービス提供事業所は「利用者との契約」及び「重要事項説明書の交付・説明・同意」が必要となります。

ただし、現行相当サービス（介護予防通所介護サービス）を利用する場合、提供されるサービスの内容、その他契約の内容について、誤解が生じないようであれば、覚書等を取り交わすといった対応でも差し支えないと考えます。

運営規程についても変更を要しますので、作成例について、ホームページに掲載しています。※変更届提出は不要

さいたま市ホームページ（辿り方）

トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 地域支援事業

> 付表・参考様式（介護予防・日常生活支援総合事業） > （参考）参考：運営規程（通所型サービス）

事業者指定申請について

- 総合事業の事業者指定申請は、毎月10日期限、翌月1日指定となっています。
- 平成29年2月21日より、**すでに通所介護事業を実施している事業所が交流型通所サービス又は運動型通所サービスの指定申請をする際の提出書類を簡略化しております。**
- 申請期限日（毎月10日）付近は申請が集中するため、各指定を受ける場合、事前に予約をし、窓口にて余裕をもった時期に申請をお願いします。

指定申請予約先 さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課 事業者係
TEL：048-829-1265

- 事業者指定に関する相談も随時受け付けています。
（土・日・祝日を除く8:30～17:15まで） * 12:00～13:00を除く
- 申請書類や指定基準については、さいたま市ホームページ「介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者指定の事前申請について」をご覧ください。
【該当ページへの進み方】
トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 >
地域支援事業 > 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者指定の事前申請について

● 総合事業の訪問型及び通所型の緩和型サービス事業所 開設一覧について

▶ さいたま市WEBサイトにて公開しています

URL:<http://www.city.saitama.jp/005/001/018/008/p051901.html>

- トップページ > 事業者向けの情報 > 届出・手続き > 介護保険 > 地域支援事業
> 介護予防・日常生活支援総合事業に係る事業者指定の事前申請について
> 「5. 緩和型サービス事業所開設一覧」

最後に・・・

○基準緩和サービスの指定を受けないことで生じる違い

介護予防ケアマネジメントによるアセスメントの結果、本人の状態が現行相当サービスの利用対象者像に該当しないと判断された場合、事業所として（基準緩和サービスを提供していないので）サービス提供を継続できなくなる（可能性があります）。